

監 査 公 表

多監公第 7 号

地方自治法第199条第9項の規定により平成28年度定期監査の結果について次のとおり公表する。

平成28年6月10日

多久市監査委員 柴 田 藤 男
多久市監査委員 角 田 一 彦

監 査 結 果 報 告 書

第1 監査実施年月日

監 査 実 施 期 間	監 査 部 署
平成28年5月12日～平成28年6月10日	議 会 事 務 局

第2 監査執行者

多久市監査委員 柴田 藤男
多久市監査委員 角田 一彦

第3 監査の項目

- (1) 財務に関する事務の執行
- (2) 事務事業の執行

第4 監査の観点

- (1) 収支の数値等に誤りが無く正確に執行されているか
- (2) 法令等に従って適正に執行されているか
- (3) 事務処理は適切に行われているか
- (4) 帳簿書類の記載整理保管は適切に行われているか
- (5) 契約事務は適正に行われているか
- (6) 備品の管理は適正に行われているか

第5 監査の結果

財務及び事業に関する事務の執行を、監査の観点に留意し、関係諸帳簿類の確認及び聞き取り等により監査を行った。

この結果、事務の処理、書類の整備等は、概ね適正に処理されていると認められた。

【議会事務局】

1 指摘事項

該当事項なし

2 指導注意事項

該当事項なし

3 意見要望事項

議会事務局の事務については、「多久市議会事務局処務規程」に基づき処理すべきであるが、現行の処務規程と実際の事務処理が適合していないものが見受けられるので、事務処理の見直し又は、規程の改正等を検討されたい。また、準用規程において、「例による」とされている事務が適正に処理されているか確認されたい。

監 査 公 表

多監公第 10 号

地方自治法第199条第9項の規定により平成28年度定期監査の結果について次のとおり公表する。

平成28年11月25日

多久市監査委員 柴 田 藤 男
多久市監査委員 角 田 一 彦

監 査 結 果 報 告 書

第1 監査実施年月日

監 査 実 施 期 間	監 査 部 署
平成28年9月26日～平成28年10月25日	総務課
平成28年9月23日～平成28年10月25日	選挙管理委員会事務局
平成28年9月26日～平成28年10月25日	防災安全課
平成28年9月23日～平成28年10月25日	総合政策課
平成28年9月23日～平成28年10月25日	財政課

第2 監査執行者

多久市監査委員 柴田 藤男
多久市監査委員 角田 一彦

第3 監査の項目

- (1) 財務に関する事務の執行
- (2) 事業に関する事務の執行

第4 監査の観点

- (1) 収支の数値等に誤りが無く正確に執行されているか
- (2) 法令等に従って適正に執行されているか

- (3) 事務処理は適切に行われているか
- (4) 契約事務は適正に行われているか
- (5) 備品の管理は適正に行われているか

第5 監査の結果

財務及び事業に関する事務の執行を、監査の観点に留意し、関係諸帳簿類の確認及び聞き取り等により監査を行った。

この結果、事務の処理、書類の整備等は、概ね適正に処理されていると認められた。

【総務課】

1 指摘事項

該当事項なし

2 指導注意事項

- ・公印台帳の整備

多久市公印規程に基づき、登録、抹消の手続きをとられているが、現存する公印が明確にわかるような台帳の整備をされたい。

3 意見要望事項

- ・文書管理について

文書は情報公開の対象となるものであり適切な管理が求められている。永久保存文書の保管方法、組織機構の見直しや業務の移管等による関係文書の引継等、庁内統一した取り扱いができるよう文書の管理方法について検討されたい。

- ・備品の管理について

総務課は、会議室等の備品を保有しており、管理には相当な労力が必要と思われるが、適正な管理に努められたい。

- ・市史の管理について

市史については、ふるさと応援寄附の返礼品とされるなど販路拡大に努力されているが、現在、1巻から6巻及び人物編を含め、4,262冊の在庫がある。今後の販売の伸びも望めない状況であり、発刊後年月も経過していることから保管場所や管理、販売方法などの見直しを検討されたい。また、依頼によるものを含め寄贈をされる場合の寄贈決定についての事務処理方法も検討されたい。

【選挙管理委員会事務局】

1 指摘事項

該当事項なし

2 指導注意事項

- ・ 備品の管理について

他課へ貸出しをされている備品があるが、備品ラベルが添付されていないものがあった。ラベルの貼付及び移管できるものは移管の手続きをとられるとともに、貸出備品について適正な管理をされたい。

3 意見要望事項

今後の課題として挙げられている記号式投票については、事務の短縮や経費の削減が見込まれると思われるので、ぜひ取り組まれるよう要望する。

【防災安全課】

1 指摘事項

該当事項なし

2 指導注意事項

- ・ 公印の管理について

消防団長印が備品登録されていなかった。速やかに登録をされたい。

3 意見要望事項

- ・ 消火栓、防火水槽等消防施設の整備について

防火水槽の整備については、近年は毎年複数基の整備が行われてきていたが、平成 27 年度、平成 28 年度上期においては整備がされていない。市民の命と財産を守る重要な施設である、防火水槽の整備補修、また消火栓の整備については年次計画的な整備を望むものである。

【総合政策課】

1 指摘事項

- ・ 市有物件の建物総合損害保険の手続きについて

旧西部小学校解体に伴い除却した建物についての解約手続きは行われていたが、

新規に建設された（屋外トイレ・相撲場）についての加入手続きがされていなかった。事業者より引き渡しが行われた時点で多久市の所有となる。火災・災害等による損害はいつ起こるかわからないので速やかな加入手続きをとられたい。

2 指導注意事項

- ・ふるさと振興助成金交付事務について

ふるさと振興助成金交付要綱の助成金額の増額の改正が行われているが、助成金の増額について決定されたふるさと振興基金運用委員会の協議記録が作成されていなかった。この助成金は、地域づくりや地域の活性化を図ることを目的とした諸活動に対する助成金であり、助成額については公平で、疑義あるものであってはならない。協議決定経過の記録は、保存すべきものである。

また、助成金の申請から交付決定まで、および実績報告から確定までに1ヶ月以上の期間を要しているものがあつた。速やかな事務処理をされたい。

3 意見要望事項

- ・ふるさと応援寄附について

寄附金については、基金に積み立てられ、目的に応じて事業の財源として予算化され活用されている。平成28年度には、活用事業については職員提案募集など取り組まれる予定とのことであるが、活用事業区分が指定されている寄付について寄付者、市民の理解が得られる事業へ活用を望むものである。

- ・学校跡地跡施設の管理について

跡地跡施設関係施設については、整備方針の決定や利活用の決定による所管課の変更等による事務の引継(簿冊等)は、遺漏のないよう確実にされたい。

【財 政 課】

1 指摘事項

該当事項なし

2 指導注意事項

- ・土地売買契約事務について

土地開発基金財産の引き渡しに伴う土地売買契約（H28.6.21）がされ、引き渡しおよび支払期日が6月21日とされているが、支払は6月24日にされており、契約書に記載されている期日での支払いが履行されていなかった。契約条項に沿った処理をされたい。

- ・文書の管理について

売買契約書関係綴で、売買契約後の事務処理が明確になっていないものや、文書一覧が作成されていないものなどがあった。売買契約書等については永久文書として保管すべき重要文書である。文書規程に基づき適正な管理をされたい。

- ・ 公印の管理について

課長公印が備品登録されていなかった。公印規程に基づく公印については備品登録をされたい。

3 意見要望事項

- ・ 土地開発基金について

土地の売却については、看板の設置また、その他処分可能な市所有の土地についても広報方法の検討など一体的な取り組みをされとのことであるが、使途が明確でない現保有財産の今後の利活用計画について検討をされたい。

監 査 公 表

多監公第 12 号

地方自治法第199条第9項の規定により平成28年度定期監査の結果について次のとおり公表する。

平成28年12月22日

多久市監査委員 柴田 藤男
多久市監査委員 角田 一彦

監 査 結 果 報 告 書

第1 監査実施年月日

監 査 実 施 期 間	監 査 部 署
平成28年10月11日～平成28年11月25日	会 計 課
平成28年10月5日～平成28年11月25日	税 務 課
平成28年10月12日～平成28年11月25日	水 道 課

第2 監査執行者

多久市監査委員 柴田 藤男
多久市監査委員 角田 一彦

第3 監査の項目

- (1) 財務に関する事務の執行
- (2) 事業に関する事務の執行

第4 監査の観点

- (1) 収支の数値等に誤りが無く正確に執行されているか
- (2) 法令等に従って適正に執行されているか
- (3) 事務処理は適切に行われているか
- (4) 契約事務は適正に行われているか

(5) 備品の管理は適正に行われているか

第5 監査の結果

財務及び事業に関する事務の執行を、監査の観点に留意し、関係諸帳簿類の確認及び聞き取り等により監査を行った。

この結果、事務の処理、書類の整備等は、概ね適正に処理されていると認められた。

【会計課】

1 指摘事項

該当事項なし

2 指導注意事項

該当事項なし

3 意見要望事項

基金を含め公金については、今後とも有効かつ適正な管理運用に努められたい。

【税務課】

1 指摘事項

該当事項なし

2 指導注意事項

・減免決定について

減免申請をもとに、減免決定をされているが、起案されていないものがあった。市税の減免決定は、課長の専決事項である（多久市事務決裁規程）。

減免決定について、減免事由及び根拠が明確でないものがあったので、根拠となる条例、規則について該当の号数まで記載されるとともに、減免理由毎の一覧を添付するなど内容を明確にされ決裁を受けられたい。

減免解除による税額変更通知において、更正後の年税額に変更はなかったものの、更正のための数値が間違っていて入力されていた。課税事務は、十分なチェックのもと行われたい。

3 意見要望事項

市税は、行政サービス提供するうえでの財源の主要な収入である。税負担の公正、公平の原則のもと、適正確実な課税事務、収納事務に今後とも努められたい。

【水道課】

1 指摘事項

該当事項なし

2 指導注意事項

・水道用地使用料について

九電・NTT への水道用地貸付使用料について、貸付事務は財政課管財係で行われ、一般会計の収入とされている。公営企業は独立した事業であり、水道用地使用料については、公営企業会計の収入とすべきである。事務の効率化、サービスの観点から一括事務を行われていると思われるが、使用料については、管財係に確認し、企業会計として一般会計へ請求されたい。

・内規の改正について

平成 28 年 4 月より検針業務が隔月検針に見直されたことによる「地下漏水等による水道料金減免に関する事務処理に係る内規」が 8 月 1 日で改正され、4 月 1 日に遡及して適用することとなっている。関係する内規等の改正は、事務処理の見直しと同時に行われたい。

3 意見要望事項

佐賀西部広域水道事業との統合に向け推進されているが、事業団へ引き継ぐことができない休止施設や遊休地について、関係課と協議し有効な利活用策を検討されたい。

監 査 公 表

多監公第 1 号

地方自治法第199条第9項の規定により平成28年度定期監査の結果について次のとおり公表する。

平成29年1月10日

多久市監査委員 柴田 藤男
多久市監査委員 角田 一彦

監 査 結 果 報 告 書

第1 監査実施年月日

監 査 実 施 期 間	監 査 部 署
平成28年11月2日～平成28年12月26日	農 林 課
平成28年11月4日～平成28年12月26日	農業委員会事務局
平成28年11月4日～平成28年12月26日	建 設 課
平成28年11月2日～平成28年12月26日	都市計画課
平成28年11月2日～平成28年12月26日	情 報 課
平成28年11月4日～平成28年12月26日	市立病院

第2 監査執行者

多久市監査委員 柴田 藤男
多久市監査委員 角田 一彦

第3 監査の項目

- (1) 財務に関する事務の執行
- (2) 事業に関する事務の執行

第4 監査の観点

- (1) 収支の数値等に誤りが無く正確に執行されているか

- (2) 法令等に従って適正に執行されているか
- (3) 事務処理は適切に行われているか
- (4) 契約事務は適正に行われているか
- (5) 備品の管理は適正に行われているか

第5 監査の結果

財務及び事業に関する事務の執行を、監査の観点に留意し、関係諸帳簿類の確認及び聞き取り等により監査を行った。

この結果、事務の処理、書類の整備等は、概ね適正に処理されていると認められた。

【農林課】

1 指摘事項

該当事項なし

2 指導注意事項

- ・債権の管理について

肉用繁殖雌牛特別導入事業の未償還債権について個別に管理台帳を作成し、適正な管理をされたい。

3 意見要望事項

多久市の基盤産業である農業の振興について、多面的機能の保持、基盤整備、担い手育成をはじめ多方面にわたる多くの事業に取り組まれ、苦勞も多いことと推察するが、今後とも、各事業実施において、農業者、関係団体との連携を密にし、取り組まれるよう要望する。

【農業委員会】

1 指摘事項

該当事項なし

2 指導注意事項

該当事項なし

3 意見要望事項

農業委員会がその主たる使命である農地利用の最適化をよりよく果たせるよう平成 28 年 4 月に農業委員会等に関する法律が改正され、多久市では、平成 29 年 7 月から適用となる。農業委員と農地利用最適化推進委員が密接な連携のもと、農業委員会が、的確に機能するよう努められたい。

【建設課】

1 指摘事項

- ・市営住宅入居敷金の管理

歳入歳出外現金として保管されている市営住宅入居敷金と現在入居者敷金との突合がされていないので確認し、適正な管理をされたい。

2 指導注意事項

- ・占用料徴収について

市道、里道、河川・公有水面の占用料の徴収について、運用による事務処理がされている事例があるので、事務処理方法について見直しをされたい。

3 意見要望事項

多久市の住宅関係施策の指針として平成 12 年度に住宅マスタープランが策定されているが、策定から 16 年目を迎えているので、近年の社会環境の変化に伴い見直しを検討される時期と思われる。

【都市計画課】

1 指摘事項

該当事項なし

2 指導注意事項

- ・備品の管理

焼却炉など、現存しない備品が登録されたままになっているものがみられた。備台帳と現物の確認をされたい。

- ・指定管理業務

中央公園等、指定管理での管理をされているが、業務報告及び実績報告書について内容の確認に不明な点があった。指定管理業務について、適正な管理が行われている

かなどの確認及び指導は、施設の所管課の業務である。適正な業務実施にあたられた
い。

3 意見要望事項

平成 28 年度より、上下水道料金の一括徴収となり、下水道料金の収納率は向上傾向
とのことであるが、負担金、分担金及び過年度分の収納対策に努力されたい。

【情報課】

1 指摘事項

該当事項なし

2 指導注意事項

該当事項なし

3 意見要望事項

・情報セキュリティ対策について

「物理的対策、運用・人的対策」を実施されており、平成 28 年度には、ネットワー
ク分離をはじめとする情報セキュリティ強化対策事業による新たな対策をとられる
こととなっているが、ハード面での対策とともに職員の意識の向上が重要である。臨
時職員を含めた職員に対する継続的な情報管理研修の実施など十分な対策を要望す
る。

【市立病院】

1 指摘事項

該当事項なし

2 指導注意事項

・事務決裁について

事務決裁の専決については、多久市国民健康保険病院事業設置等に関する条例施行
規則に基づき行われたい。

・備品の管理

本庁から移管された備品が、登録されていなかったもので、速やかに登録され、適切
な管理をされたい。

3 意見要望事項

人口減少等による患者数の減少がみられる中での病院経営は大変厳しいものと予想され、また大規模改修の必要性もあることから、新公立病院改革プランの作成については、関係機関と十分な協議のもと作成されるよう要望する。

監 査 公 表

多監公第 3 号

地方自治法第199条第9項の規定により平成28年度定期監査の結果について次のとおり公表する。

平成29年3月15日

多久市監査委員 柴 田 藤 男
多久市監査委員 角 田 一 彦

第1 監査実施年月日

監 査 実 施 期 間	監 査 部 署
平成29年1月10日～平成29年2月27日	教育委員会 教育総務課
平成29年1月6日～平成29年2月27日	教育委員会 学校教育課
平成29年1月10日～平成29年2月27日	教育委員会 生涯学習課
平成29年1月6日～平成29年2月27日	人権・同和対策課
平成29年1月4日～平成29年2月27日	広域クリーンセンター推進課

第2 監査執行者

多久市監査委員 柴田 藤男
多久市監査委員 角田 一彦

第3 監査の項目

- (1) 財務に関する事務の執行
- (2) 事業に関する事務の執行

第4 監査の観点

- (1) 収支の数値等に誤りが無く正確に執行されているか
- (2) 法令等に従って適正に執行されているか
- (3) 事務処理は適切に行われているか
- (4) 契約事務は適正に行われているか

(5) 備品の管理は適正に行われているか

第5 監査の結果

財務及び事業に関する事務の執行を、監査の観点に留意し、関係諸帳簿類の確認及び聞き取り等により監査を行った。

この結果、事務の処理、書類の整備等は、概ね適正に処理されていると認められた。

【教育総務課】

1 指摘事項

該当事項なし

2 指導注意事項

・公印の管理について

公印規定に基づき公印台帳を整備されているが、公印規程と台帳登録印が一致していないものがある。また備品登録されていない公印もあった。公印規程には、廃止後の公印の取扱いの規定がなく、廃止された公印がそのまま保管されていた。公印の適切な管理をされたい。教育委員会の公印は教育総務課の所管となっているので、公印規程の見直しや管理方法の検討をされたい。

3 意見要望事項

学校施設管理については、学校現場とともに日々の点検等に努められているところですが、老朽化し、危険な施設については、事故が起きないように十分配慮されるよう要望する。

【学校教育課】

1 指摘事項

該当事項なし

2 指導注意事項

・公印の管理について

課長公印が備品登録されていないので速やかに登録されたい。

3 意見要望事項

コミュニティスクールの指定も2年目となり、平成29年4月からは、義務教育学校

への移行がなされるが、今後とも地域とともにある学校づくりに努められたい。

【生涯学習課】

1 指摘事項

指摘事項なし

2 指導注意事項

・公印の管理について

公印規程と公印台帳記載の公印が違うものや、規程に記載されていない公印もあったので、規程、台帳を確認し、適切な公印の管理を行われたい。

・委託契約の条文について

東原庫舎管理人委託契約中の災害補償条項について、多久市条例は平成 24 年に廃止となっている。災害補償条項の記載について内容を含め確認されたい。

3 意見要望事項

旧学校体育館を含めた、多久市体育施設条例が制定され、多くの施設を管理することとなり、業務としてのご苦労は大変なものと思いますが、体育スポーツの振興福祉の増進のため今後とも適切な管理ができるよう努められたい。

なお、公民館や体育施設などの行政財産目的外使用許可については、自動販売機の設置や無償での使用許可を含め、一覧表や管理簿の作成など検討されたい。

【人権・同和対策課】

1 指摘事項

該当事項なし

2 指導注意事項

該当事項なし

3 意見要望事項

人権・同和問題とともにインターネット上を含め様々な問題が後を絶たない状況にあるなか、平成 28 年 12 月には、部落差別解消推進法が成立施行され、相談体制の充実や教育・啓発活動の推進が求められています。今後も差別のない社会の実現に向け、啓発活動や体制の整備に取り組まれたい。

【広域クリーンセンター推進課】

1 指摘事項

該当事項なし

2 指導注意事項

該当事項なし

3 意見要望事項

温泉保養宿泊施設については、平成 29 年 9 月までに改修工事を終了し、10 月上旬には、利活用事業者へ引き渡す予定とのことであるが、早期開業に向けて、事業者への調整を図られたい。

広域クリーンセンター建設に伴う周辺整備事業は、平成 29 年度から取り掛かれるとのことであるが、計画に沿った事業の推進が図られるように努められたい。

監 査 公 表

多監公第 4 号

地方自治法第199条第9項の規定により平成28年度定期監査の結果について次のとおり公表する。

平成29年3月21日

多久市監査委員 柴 田 藤 男
多久市監査委員 角 田 一 彦

第1 監査実施年月日

監 査 実 施 期 間	監 査 部 署
平成29年2月2日～平成29年3月17日	市民生活課
平成29年2月1日～平成29年3月17日	福祉課
平成29年2月2日～平成29年3月17日	健康増進課
平成29年2月3日～平成29年3月17日	商工観光課

第2 監査執行者

多久市監査委員 柴田 藤男
多久市監査委員 角田 一彦

第3 監査の項目

- (1) 財務に関する事務の執行
- (2) 事業に関する事務の執行

第4 監査の観点

- (1) 収支の数値等に誤りが無く正確に執行されているか
- (2) 法令等に従って適正に執行されているか
- (3) 事務処理は適切に行われているか
- (4) 契約事務は適正に行われているか
- (5) 備品の管理は適正に行われているか

第5 監査の結果

財務及び事業に関する事務の執行を、監査の観点に留意し、関係諸帳簿類の確認及び聞き取り等により監査を行った。

この結果、事務の処理、書類の整備等は、概ね適正に処理されていると認められた。

【市民生活課】

1 指摘事項

- ・行政財産使用許可について

天山カントリー倶楽部北コースの水道使用料金の請求において、水道料金が改定されていたにもかかわらず、従前の料金で積算し、請求されていた。速やかに返還手続きを取られたい。また、請求事務は、積算根拠を確認し事務処理されたい。

- ・契約事務について

清掃センター業務の委託契約をされているが、契約書に添付されるべき仕様書が添付されずに契約書が取り交わされていた。速やかに対応されたい。

2 指導注意事項

- ・公印の管理について

教育委員会より貸出されていた教育長職務代理者印が、使用しないにもかかわらず保管されたままとなっていたので、所管課（教育総務課）へ返却し、管理替えの手続きを取られたい。

3 意見要望事項

戸籍事務はもとより、社会保障・税番号制度（個人番号制度）関係事務が始まり、個人情報の取り扱いも厳密化、また煩雑化してきているとのことであり、今後、マイナンバーカードの活用範囲の拡大もされ、発行も増加してくると思われる。事務処理については、遺漏なきよう十分に注意して努められたい。

【福祉課】

1 指摘事項

該当事項なし

2 指導注意事項

- ・要綱の制定について

小児慢性特定疾病児童日常生活用具給付事業の要綱は、県要綱の改正に伴い市の要綱も改正が必要であるが改正されていなかった。また、多久市私立幼稚園就園奨励費補助金交付要綱では、文言の間違いが見受けられた。各種給付にかかる事業が多くあり、多数の要綱が制定されているが、要綱は、その事業の事務処理根拠となるものである。要綱の制定については、十分に内容の検討を行い、法務に沿った手続きのもと制定されたい。

- ・備品の管理について

配食事業で事業所へ配置していた車両が、老朽化のため廃棄されたが、この車両は、事業での使用はされていなかった。早期に活用状況が判明していれば、他の事業での利用もできたと思われる。市内事業所との連携により多くの事業を実施されているが、各事業の実施状況の確認とともに、配置備品の活用状況も確認されたい。

3 意見要望事項

- ・各種返還金の未納について

各種返還金のうち生活保護費返還金は多額となっていることから、返還が起らないよう収入申告の義務の周知や給付時における調査等を行われ、適正な給付に努められたい。

【健康増進課】

1 指摘事項

該当事項なし

2 指導注意事項

該当事項なし

3 意見要望事項

がん検診の受診率は、横ばいの状況であるが、早期発見の機会として、今後とも、市民への検診の重要性を啓発し、受診率の向上に取り組まれたい。

【商工観光課】

1 指摘事項

- ・行政財産使用許可について

各施設に設置されている自動販売機について、行政財産使用申請書の提出、および

許可の手続きがされていなかった。行政財産は公共または公共用に供する財産である。その使用については、条例、および規則に沿って手続きが行われなければならない。適正な事務手続きをされたい。(行政財産使用料条例、公有財産規則)

2 指導注意事項

- ・指定管理関係事務について

多久市まちづくり交流センターの店舗スペースの使用許可承認の条件として覚書(写し)の提出が条件に付されているが、提出されていないので、提出を求められたい。

3 意見要望事項

平成29年末には、温泉保養宿泊施設(タクア)も開業される見通しとなっている。多久聖廟、西溪公園と市街地活性化の拠点であるまちづくり交流センター及びタクアなど、点ではなく連携した観光ができるよう各団体と連携され観光客、交流人口の増加に向け取り組みを図られたい。

監 査 公 表

多監公第 5 号

地方自治法第 199 条第 9 項の規定により平成 28 年度財政援助団体等監査の結果について次のとおり公表する。

平成 29 年 3 月 21 日

多久市監査委員 柴 田 藤 男
多久市監査委員 角 田 一 彦

1 監査実施年月日

監 査 実 施 期 間	監 査 部 署
平成 29 年 1 月 6 日～平成 29 年 2 月 27 日	公益財団法人 孔子の里
平成 29 年 2 月 2 日～平成 29 年 3 月 17 日	多久市観光協会

財政援助団体監査結果報告書

第 1 監査の概要

1 監査の種類

地方自治法第 199 条第 7 項の規定に基づく監査

2 監査の期間

平成 29 年 1 月 6 日から 2 月 27 日まで

3 監査の対象

団 体 : 公益財団法人 孔子の里

所管課 : 生涯学習課

4 監査の項目

平成 27 年度に交付した補助金にかかる出納その他の事務

補助金の名称

＊孔子の里事業費補助金

補助額 9,834,000 円

5 監査の方法及び観点

監査の実施にあたっては、主に次の事項が適正におこなわれているかどうかについて、財政援助団体及び所管課から関係書類の提出を求め、関係諸帳簿及び証拠書類との照合による書類審査、並びに関係者及び関係職員から説明を聴取し実施した。

第2 監査の結果

財務に関する事務の執行を、監査の観点に留意し、関係諸帳簿類の確認及び聞き取り等により監査を行った。

この結果、事務の処理、書類の整備等は、概ね適切に処理されていると認められた。

【公益財団法人 孔子の里】

1 指摘事項

該当事項なし

2 指導注意事項

補助金の実績報告書について、決裁がなく、提出書類の保管も適切ではなかった。
事務処理を適切に行われたい。

3 意見要望事項

補助事業の執行にあたっては、今後とも事業目的にあった事業の執行に努められるよう要望する。

【所管課：生涯学習課】

1 指摘事項

該当事項なし

2 指導注意事項

該当事項なし

3 意見要望事項

補助金の経理については、補助金要綱に記載されている補助対象経費は、「孔子の里事務局の運営及び事業に要する経費」となっているため、補助対象事業が明確でないものがあるので、要綱見直しの検討が必要と思われる。

団体において、補助金実績報告書の決裁がされないまま提出され、保管も適切ではなかった。これは、事務処理規程、会計処理規則が、公益財団法人となって改正途中

のままとなっているためだと思われる。規程・規則の整備を指導されたい。

財政援助団体監査結果報告書

第1 監査の概要

1 監査の種類

地方自治法第199条第7項の規定に基づく監査

2 監査の期間

平成29年2月2日から3月17日まで

3 監査の対象

団 体 : 多久市観光協会

所管課 : 商工観光課

4 監査の項目

平成27年度に交付した補助金にかかる出納その他の事務

補助金の名称

*多久市観光協会事業費補助金	補助額	4,892,998円
*たくたびプロモーション事業補助金	補助額	7,326,096円
*たく産販路拡大事業補助金	補助額	4,175,548円

5 監査の方法及び観点

監査の実施にあたっては、主に次の事項が適正におこなわれているかどうかについて、財政援助団体及び所管課から関係書類の提出を求め、関係諸帳簿及び証拠書類との照合による書類審査、並びに関係者及び関係職員から説明を聴取し実施した。

第2 監査の結果

財務に関する事務の執行を、監査の観点に留意し、関係諸帳簿類の確認及び聞き取り等により監査を行った。

この結果、事務の処理、書類の整備等は、概ね適切に処理されていると認められた。

【多久市観光協会】

1 指摘事項

該当事項なし

2 指導注意事項

該当事項なし

3 意見要望事項

「たくたびプロモーション事業」「多久産販路拡大事業」など各種補助金を活用した事業に継続的に取り組まれているが、事業実績の評価のもと今後とも効果的な事業展開を図られるよう要望する。